

資料 2 - 1	大阪府環境審議会 揮発性有機化合物・化学物質対策部会（第 4 回）
	平成 1 8 年 8 月 4 日

府条例の適正管理における対象化学物質（案）について

1. 適正管理の対象とする化学物質の選定基準

次のいずれかに該当する化学物質を、適正管理の対象とする。

当該化学物質が人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれのあるものであること。 <有害性を有する化学物質>

当該化学物質が に該当しない場合には、当該化学物質の自然的作用による化学変化により容易に生成する化学物質が に該当するものであること。 <有害性を有する非意図的生成物質>

当該化学物質がオゾン層を破壊し、太陽紫外線の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがあるものであること。 <オゾン層破壊物質>

当該化学物質が浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因となるものであること。 <VOC規制対象物質>

当該化学物質が生活環境への影響を生じるおそれのあるものであること。
<良好な生活環境を阻害する化学物質>

注) 1 ~ は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 6 号）第 2 条第 2 項第 1 ~ 3 号の規定に基づき規定するもの

2 は、大気汚染防止法（昭和 4 3 年法律第 9 7 号）第 2 条第 4 項（揮発性有機化合物の定義）の規定に基づき、府条例で独自に規定するもの

3 は、現行の大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年大阪府条例第 6 号）第 4 0 条の規定を踏まえ、府条例で独自に規定するもの

【適正管理の対象とする化学物質の選定基準を上記のとおり定めた理由】

人の健康や生態系への影響、生活環境への影響があると認める化学物質を選定事業者による、適正管理が必要である化学物質に的を絞った、排出量の削減や環境リスクの低減への取り組みの推進を期待

2. 適正管理の対象とする化学物質（案）

以下に掲げる化学物質（化学物質群）を、適正管理の対象とする化学物質（化学物質群）とする。

第1種指定化学物質	354物質
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成12年政令第138号）第1条（別表第1）に掲げる化学物質	
第2種指定化学物質	81物質
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成12年政令第138号）第2条（別表第2）に掲げる化学物質	
大阪府が独自に定める化学物質（1の、又はに該当）	50物質
現行の大阪府化学物質適正管理指針の管理物質（123物質）のうち、第1種指定化学物質又は第2種指定化学物質に指定されていないもの	
123物質のうち、以下の75物質を除いた48物質	
・ 第1種指定化学物質に該当	71物質
・ 第2種指定化学物質に該当	2物質
・ 第1種と第2種にまたがって該当	2物質
	計75物質
大阪府生活環境の保全等に関する条例における有害物質に係る規制対象物質のうち、第1種指定化学物質又は第2種指定化学物質に指定されていないもの	
塩素及び臭素の2物質が該当	
VOCに該当する化学物質（1のに該当）	44物質 +
環境省が示したVOC100物質のうち、第1種指定化学物質又は管理物質に指定されていないもの	
100物質のうち、以下の56物質を除いた44物質	
・ 第1種指定化学物質に該当	44物質
・ 第2種指定化学物質に該当	0物質
・ 管理物質に該当	12物質
	計56物質
+ とは、100物質以外でVOCに該当する化学物質及び混合物を示す。	

【適正管理の対象とする化学物質（案）を上記のとおり定めた理由】

新「大阪府化学物質適正管理指針」（仮称）では、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）第3条第1項に規定する化学物質管理指針及び大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第17条の2の「事業者が自主的に行う揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組み」を包含した内容で、事業者による化学物質の適正管理に係る事項を定める予定である。

また、その際には、併せて、現行の「大阪府化学物質適正管理指針」による指導の継続性を考慮する予定である。

これらの法等の対象となっている化学物質を、適正管理の対象とする化学物質（案）とし、整合性を確保する。

3 取扱量、排出量等の届出の対象とする化学物質（案）

適正管理の対象とする化学物質のうち、以下に該当する化学物質については、取扱量及び排出量等の届出の対象としないこととする。

- ・ 現時点で、環境中に広範囲に継続的に分布しているとは認められない化学物質
- ・ 発がん性、変異原性及び慢性毒性を有していない化学物質であって、難分解性でなくかつ濃縮性が低い化学物質
- ・ 生活環境への影響のみが生じる恐れのある化学物質

これらに該当する化学物質は、環境中への排出量等の長期的・継続的な把握の必要性が低く、むしろ事故の未然防止や事故発生時における措置が重要であるため

適正管理の対象とする化学物質を、取扱量、排出量等の届出の対象 / 対象外で分類すると、下表のとおりとなる。

適正管理の対象とする物質（その1）	適正管理の対象とする物質（その2）
取扱量及び排出量等の届出の対象とする化学物質	取扱量及び排出量等の届出の対象としない化学物質
<p>取扱量及び排出量等を物質毎に把握するもの</p> <p>第1種指定化学物質 354物質</p> <p>大阪府が独自に定める化学物質（VOCのみに該当する6物質²⁾を除く。） 37物質³⁾</p> <p>小計 391物質</p>	<p>第2種指定化学物質 81物質</p> <p>大阪府が独自に定める化学物質 18物質³⁾</p>
<p>取扱量及び排出量等とその総量で把握するもの</p> <p>VOCに該当する化学物質（第1種指定化学物質及び大阪府が独自に定める化学物質（VOCのみに該当する6物質²⁾を除く。）に該当するものを除く。） 50物質+</p> <p>第1種指定化学物質のうち、環境省の提示したVOC100種に該当する化学物質 44物質</p> <p>大阪府が独自に定める化学物質（VOCのみに該当する6物質²⁾を除</p>	

く。)のうち、環境省の提示したVOC 100種に該当する化学物質 9物質	
小計 103物質+	
合計 441物質+ (重複して計上されることとなるの53物質を除く。)	合計 99物質

注) 1 大阪府が独自に定める化学物質の分類結果は、「大阪府化学物質適正管理指針に掲げられている化学物質(第1種指定化学物質及び第2種指定化学物質に該当するものを除く。)の評価」に示す。

2 大阪府が独自に定める化学物質のうち、VOCに該当する6物質とは、アセトン、2-オクタノール、酢酸、酢酸エチル、酢酸プロピル及び2-プロパノールの6物質である。

なお、このうちのアセトン、酢酸エチル及び酢酸プロピルの3物質は、環境省の提示したVOC100物質に該当する化学物質である。

3 大阪府が独自に定める化学物質は、2の では50物質とされているが、現在化学物質群で指定されている「酢酸エステル類」は「酢酸エチル」等の3物質として、「ジニトロナフタレン」は「1,5-ジニトロナフタレン」等の2物質として、「ニトロトルエン」は「o-ニトロトルエン」等の3物質として、「窒素酸化物」は「硝酸」等の7物質として指定するため、合計で61物質となる。

なお、「リン酸、リン酸化物及び水素化物」については、化学物質群に含まれる化学物質を確定していないため、1物質としてカウントしている。

大阪府化学物質適正管理指針に掲げられている化学物質（第1種指定化学物質及び第2種指定化学物質に該当するものを除く。）の評価

番号	ランク	物質名	物質名・細分類	CAS番号	発がん性 (IARC)	VOC	沸点	蒸気圧	有害大気汚染物質該当	分解性	濃縮性	備考
25	B	塩化水素 【有害-4】		7647-01-0	3							
		塩化水素										
		塩素 【有害-5】		7782-50-5								
		臭素 【有害-9、特粉-6】		7726-95-6								
7	C	アセトン		67-64-1			56.5	230mmHg(25)		良	-	
13	B	アントラセン		120-12-7			342	194.4mmHg(20)		難	中	
14	C	アンモニア		7664-41-7								
19	C	エチレングリコールモノブチルエーテル		111-76-2	3		171	0.6mmHg(20)		良	-	
24	C	塩化アンモニウム		12125-02-9								
26	C	塩化パラフィン		63449-39-8								
30	C	2-オクタノール		123-96-6			178.5	0.24mmHg(20)		良	-	
31	A	カルバミン酸エチル(ウレタン)		51-79-6	2B		182	0.262mmHg(20)		難	低	
33	B	蟻酸		64-18-6			100.8	33.55mmHg(20)		良	-	
35	B	クロトンアルデヒド		4170-30-3	3		104	30mmHg(20)		良	-	強度の変異原性
39	C	2-クロロ-1,3-ブタジエン(クロロブレン)		126-99-8	2B		59.4	219mmHg(25)				
41	A	五塩化リン		10026-13-8								
42	C	酢酸		64-19-7			118	15.7mmHg(25)		良	-	
			酢酸エチル	141-78-6			77	93.4mmHg(25)		良	-	
43	C	酢酸エステル類	酢酸ブチル	123-86-4			125	11.5mmHg(25)				
			酢酸プロピル	109-60-4			101.6	33.3mmHg(25)		良	-	
45	A	三塩化リン		7719-12-2								
50	C	シクロヘキサノン		108-94-1	3		156	5mmHg(25)		良	-	
51	C	シクロヘキサノール		110-82-7			80.7	98.4mmHg(25)		難	低	
52	A	ジアニジン		119-90-4	2B		356	1.25E-7mmHg(25)				変異原性(陽性)、染色体(陽性)
53	A	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル		101-80-4	2B		> 300	4.36E-6mmHg(25)				強度の変異原性
65	B	ジニトロナフタレン	1,5-ジニトロナフタレン	605-71-0						難	低	強度の変異原性
			1,8-ジニトロナフタレン	602-38-0								強度の変異原性
68	A	2,4-ジメチルアニリン		95-68-1	3		214	0.133mmHg(25)		難	低	強度の変異原性
69	B	N,N-ジメチルアニリン		121-69-7	3		192	0.503mmHg(25)		難	低	強度の変異原性
73	A	チオセミカルバチド		79-19-6			-	0.33mmHg(25)		難	低	
74	B	窒素酸化物(硝酸を含む。)	硝酸	7697-37-2								
			一酸化二窒素	10024-97-2								
			五酸化二窒素	10102-03-1								
			一酸化窒素	10102-43-9								
			二酸化窒素	10102-44-0								
			四酸化二窒素	10544-72-6								
			三酸化二窒素	10544-73-7								
76	C	2,4,6-トリアミノ-1,3,5-トリアジン(メラミン)		108-78-1	3		昇華(250)	50.2mmHg(315)		難	低	
77	A	トリエタノールアミン		102-71-6	3		335.4	3.68E-6mmHg(25)		難	低	
80	B	3,5,5-トリメチル-2-シクロヘキサノール-1-オン(イソホロン)		78-59-1			215.3	0.3mmHg(20)		難	低	
84	C	ナフタレン		91-20-3	2B		217.3	0.082mmHg(25)		難	低	強度の変異原性
85	B	-ナフチルアミン		134-32-7	3		301	0.00398mmHg(20)		難	低	変異原性(陽性)、染色体(陽性)
89	B	ニトロトルエン	o-ニトロトルエン	88-72-2	3		222	0.1mmHg(20)		難	低	
			p-ニトロトルエン	99-99-0	3		237.7	0.1mmHg(20)		難	低	
			m-ニトロトルエン	99-08-1	3		232	0.207mmHg(25)		難	低	
92	B	2-ヒドロキシナフタレン		135-19-3			285	0.00032mmHg(25)		良	-	
98	B	フッ素		7782-41-4			-188.13	-				
99	B	フルフリルアルコール		98-00-0			170	0.6082mmHg(25)		良	-	
101	C	1-ブタノール		71-36-3			117	7.05mmHg(25)				
102	C	2-ブタノール		78-93-3			79.6	95.5mmHg(25)				
103	C	2-プロパノール		67-63-0	3		82.5	33mmHg(20)		良	-	
104	C	ヘキサノール		110-54-3			69	153mmHg(25)		良	-	
109	C	メチルアルコール		67-56-1			64.7	126mmHg(25)		良	-	
110	A	メチルクロロメチルエーテル		107-30-2	1		59.2	189.75mmHg(20)	(優先)	良	-	染色体(陽性)
112	C	4-メチル-2-ペンタノン		108-10-1			117	16mmHg(20)		良	-	
116	C	硫化水素		7783-06-4								
117	B	硫酸		7664-93-9								
118	A	硫酸ジエチル		64-67-5	2A		208	0.15mmHg(20)		良	-	強度の変異原性
119	A	硫酸ジメチル		77-78-1	2A		188	0.49mmHg				強度の変異原性
120	B	リン酸、リン酸化物及び水素化物	リン酸	7664-38-2								
121	B	リン酸ジブチル		107-66-4			136	0.975mmHg(20)		難	低	
122	B	リン酸トリクレジル		1330-78-5			241	0.0001mmHg(20)				

- 〔備考〕 1 「発がん性(IARC)」欄は、IARC(世界がん研究機関)により、次のとおり分類されていることを示す。
 “1”:グループ1(人に対して発がん性を示す)、“2A”:グループ2A(人に対しておそらく発がん性を示す)、“2B”:グループ2B(人に対して発がん性を示す可能性がある)、“3”:グループ3(人に対する発がん性について分類できない)、“4”:グループ4(人に対しておそらく発がん性を示さない)
 2 「VOC」欄は、以下のとおり分類されることを示す。
 “ ”:環境省の提示したVOC100種に該当、“ ”:沸点(条例)及び蒸気圧(EU)のいずれでもVOCの定義に該当、“ ”:蒸気圧(EU)がVOCの定義に該当
 3 「有害大気汚染物質該当」欄は、“ ”が有害大気汚染物質に該当していることを、“(優先)”が有害大気汚染物質のうちの優先取組物質に該当していることを、それぞれ示す。
 4 「分解性」欄は、“難”は難分解性物質に該当することを、“良”は良分解性物質に該当することを、それぞれ示す。
 5 「濃縮性」欄は、“中”は中濃縮性の化学物質であることを、“低”は低濃縮性の化学物質であることを、それぞれ示す。

〔参考〕 VOCの定義: 沸点が150 以下 条例、293.15Kで蒸気圧が0.01kPa (=760mmHg*0.01/101.3=0.0750mmHg)以上 EU

